

令和 7 年度フクモクフェス
協賛要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、フクモクフェスの趣旨に賛同する法人、その他団体または個人（以下「企業等」という。）が、フクモクフェスおよび関連行事（以下「フクモクフェス関連行事」という。）に協賛する際に必要な事項について、フクモクフェス実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めるものである。

（協賛）

第 2 条 この要領において、協賛とは、企業等が実行委員会に対して行う次の各号に掲げる行為とする。

- （1）資金協賛 フクモクフェス関連行事の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供
- （2）物品協賛 フクモクフェス関連行事の実施に要する物品（以下「協賛物品」という。）の提供
- （3）役務協賛 フクモクフェス関連行事の実施に要する役務等（以下「協賛役務」という。）の提供

2 前項第 2 号に規定する協賛物品は、別表 1「協賛物品の例示」を参考に物品協賛を申し込もうとする企業等と実行委員会が協議し決定することとする。

なお、協賛物品には、協賛を行った企業等の名称およびフクモクフェス支援呼称を表示することができるものとする。

3 第 1 項第 3 号に規定する協賛役務は、別表 2「協賛役務の例示」を参考に協賛役務の申し込もうとする企業等と実行委員会が協議し決定することとする。

（募集期間）

第 3 条 募集期間は、次の各号のとおりとする。

- （1）一次募集 令和 7 年 6 月 13 日（金）まで
- （2）二次募集 令和 7 年 7 月 4 日（金）まで

（協賛依頼）

第 4 条 実行委員会は、フクモクフェスの趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼することができる。

（協賛の申込等）

第 5 条 第 2 条第 1 項に規定する協賛を申し込もうとする企業等（以下「申込者」という。）は、協賛申込書（様式第 1 号）を実行委員会に提出するものとする。

2 実行委員会は、前項の協賛申込書の提出があった場合、第 10 条第 1 項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、速やかに処理し、申込者に対し協賛申込受理書（様式第 2 号）により受理した旨を通知する。

(協賛金の納入等)

第6条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛を行おうとする企業等は、前条第2項による通知を受けた場合、受理書とともに送付される振込依頼書により、実行委員会が指定する受入口座へ協賛金を納入するものとする。

2 協賛金の領収書は、金融機関が発行する振込金受取書をもって代えるものとする。ただし、申込者が領収書の発行を希望する場合、実行委員会は協賛金受領後、速やかに領収書を発行するものとする。(様式第3-1号)

3 協賛金受領台帳

口座振込等により協賛金の受領を確認した場合は、速やかに協賛金受領台帳(様式第4-1号)に記載する。

(物品・役務の受入れ)

第7条 第2条第1項第2号または第3号に規定する物品協賛または役務協賛を行おうとする企業等は、第5条第2項による通知を受けた場合、実行委員会が指定する方法により協賛物品の納品や協賛役務の提供を行うものとする。

2 申込者が物品協賛または役務協賛の受領書の発行を希望する場合、実行委員会は協賛物品等の受領後、速やかに受領書を発行するものとする(様式第3-2号)。

3 協賛物品受領台帳

協賛物品を受領した場合は、速やかに協賛物品受領台帳(様式第4-2号)に記載する。

3 第2条第2項により協賛物品に企業等の名称およびフクモクフェス支援呼称を表示する場合の文字サイズ・表示方法等は、実行委員会で指定するものとする。

4 複数の企業等から同一の物品協賛の申込みがあり、かつ、必要数以上となった場合には、申込順に受理するものとする。

(協賛の特典等)

第8条 第6条第1項または第7条第1項の規定により協賛を行った企業等(以下「協賛者」という。)の特典は、別表3に掲げる「協賛者特典一覧」のとおりとする。

なお、協賛物品の提供を行った協賛者への特典は、実行委員会が協賛内容から換算した金額(希望小売価格の概ね60%)に応じ、協賛金に準じた特典とする。

また、役務の提供を行った協賛者への特典は、実行委員会が協賛内容から換算した金額により、特典一覧の協賛金額の区分に応じたものとする。

2 企業等が複数回にわたり協賛した場合は、その合計額に応じた特典とする。

(協賛金の使途)

第9条 協賛金は、その全てを次の各号のいずれかに掲げる経費に充て、目的外使途には一切使用しないものとする。

- (1) フクモクフェス関連行事を広く周知するために要する経費
- (2) フクモクフェス関連行事の実施に要する経費
- (3) その他フクモクフェス開催に付随する経費

(協賛申込の不受理等)

第10条 実行委員会は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知する。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、またはフクモクフェスを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または暴力団の構成員であると認められる者
- (3) 法令または公序良俗に反する者
- (4) フクモクフェスの品位を傷つけ、または正しい理解を妨げるおそれのある者
- (5) その他実行委員会が不適當と認めた者

2 実行委員会は、協賛者が、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、または前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消し、当該協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金、協賛物品を返戻する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は、実行委員会事務局が別に定める。

2 第2条第1項第2号に規定する物品協賛において、消耗品を除く協賛物品は、原則としてフクモクフェス関連行事の終了後に当該協賛物品の協賛者に返戻するものとする。

附則

この要領は、令和5年6月13日から施行する。

この要領は、令和5年度に開催するフクモクフェスに適用する。

この要領は、令和6年度に開催するフクモクフェスに適用する。

この要領は、令和7年度に開催するフクモクフェスに適用する。

別表 1（第 2 条第 2 項関係）

協賛物品の例示

1	会場で使用する木製品（貸与を含む） (1) ベンチ、テーブル (2) 消毒液スタンド (3) 什器 (4) 遊具、玩具
2	来場者に配布する物品
3	スタッフが着用する衣類等
4	その他 上記以外にフクモクフェスの実施に要する物品
[留意事項] ① 実行委員会で、協賛物品の規格、色、デザインを指定します。 ② 協賛者は、協賛物品に「協賛者名、フクモクフェス支援呼称」を表示することができます。なお、文字サイズ、表示方法等は実行委員会で指定します。 ③ 協賛社のフクモクフェス支援呼称は、次のとおりとします。 「●●●（協賛者名）はフクモクフェスを応援しています」	

別表 2（第 2 条第 3 項関係）

協賛役務の例示

1	会場清掃、来場者誘導等フクモクフェス運営スタッフの派遣
2	駅や電車内等でのポスター掲示、街頭ディスプレイでの PR 映像放映 等
3	その他、上記以外のフクモクフェスの実施に要する役務

別表3（第8条第1項関係）

協賛者特典一覧

	内 容	50 万円 以上	20 万円以上 50 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	5 万円以上 10 万円未満	1 万円以上 5 万円未満
1	フクモクフェス PR ポスター、PR チラシへの協賛企業名の表示	◎				
2	フクモクフェス会場内における協賛企業名等（主に企業名またはロゴ）の掲載	○	○	○	○	○
3	ブースの無償提供	○				
4	一般来場者より早く入場できる「アーリーエントリーチケット」の配布	○ (枚数要相談)	○ (枚数要相談)	○ 4 枚/1 万円 (40 枚～)	○ 3 枚/1 万円 (15 枚～)	○ 2 枚/1 万円

[留意事項]

1 協賛者の特典区分について

「◎」および「○」印部分が協賛者特典となります。

なお、「◎」印部分は、一次募集期間に協賛をいただいた方のみの特典となります。

2 掲載順位について

協賛金額の多い順とし、同額の場合は申込み順とします。

なお、金額と申込日時が同じ場合は、五十音順とします。

また、協賛金額に応じて、表示の大きさ等を調整します。

3 ブースの無償提供について

提供するブースのサイズは、実行委員会との協議により決定するものとします。

4 フクモクフェスロゴマーク

協賛者がフクモクフェスロゴマークを使用する場合は、実行委員会事務局が定める事項を遵守してください。